

第4次健康いばらき21プラン（案）の概要

【計画策定の根拠】

- ・健康増進法に基づく都道府県健康増進計画
- ・茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例に基づく歯科保健計画
- ・食育基本法に基づく都道府県食育推進計画

【計画期間】

令和6（2024）年度から令和17（2035）年度まで（12年間）

【計画の概要】

基本目標	「すべての県民が健康で明るく元気に暮らせる社会の実現」
主な内容	<ul style="list-style-type: none">・県民の主体的な取り組みと関係機関等が連携した事業展開により、総合的、効果的に推進する県民総ぐるみの健康づくり運動・分野ごとに目指す方向を定め、施策の項目に沿って県の取り組みのほか、市町村や関係者等に期待する役割等を明記
策定のポイント	<ul style="list-style-type: none">・個人の行動と健康状態の改善に加え、社会環境の整備やその質の向上を通じて健康寿命の延伸を目指す・人の生涯を経時的に捉えた健康づくり（ライフコースアプローチ）観点を踏まえた取り組みの推進・特に働く世代の人々に対する、生活習慣病発症予防及び重症化予防に関する取り組みを強化
取組分野	<p>第1章 生活習慣の改善</p> <p>(1) 栄養・食生活 (2) 身体活動・運動 (3) 飲酒 (4) 喫煙 (5) 休養</p> <p>第2章 生活習慣病の発症予防・重症化予防</p> <p>(1) 健康管理</p> <p>(2) 疾病 ①循環器疾患 ②糖尿病 ③がん ④慢性閉塞性肺疾患（COPD）</p> <p>第3章 歯科口腔保健の推進</p> <p>(1) 歯科疾患の予防 (2) 口腔機能の獲得・維持・向上</p> <p>(3) 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健</p> <p>(4) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備</p> <p>第4章 食育の推進</p> <p>(1) 家庭における食育の推進 (2) 学校、保育所等における食育の推進</p> <p>(3) 地域における食育の推進 (4) 食育推進運動の展開</p> <p>(5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等</p> <p>(6) 食文化継承のための活動への支援等</p> <p>(7) 食品の安全性の確保及び情報の提供</p> <p>第5章 健康を支え、守るための社会環境の整備</p> <p>(1) 社会とのつながり・こころの健康</p> <p>(2) 健康づくり支援(体制・環境整備) (3) 健康管理支援(人材育成)</p>
指標項目	84指標 118項目を設定
推進体制	行政、地域、学校、職域、保健医療関係者、ボランティア団体など、健康づくりに関係する多様な主体で構成する「健康いばらき推進協議会」がプラン推進の中核となり、関係者等と連携し「健康長寿日本一」を目指した県民運動を促進する